

ポスト新長期等規制適合車両導入に係る融資及び利子補給助成金交付要綱

公益社団法人岩手県トラック協会

平成27年 4月 1日制定

第1 < 目的 >

この要綱は、自動車の走行に伴い発生する環境問題に鑑み、自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）及び粒子状物質（PM）の低減を図るため、国が定める最新の自動車排出ガス規制であるいわゆる「ポスト新長期規制」又は平成28年排出ガス規制に適合する事業用貨物自動車の導入に対する融資（以下「ポスト新長期等融資」という。）に対して行う長期低利の資金融資及び利子補給助成金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 < 定義 >

- (1) ポスト新長期規制適合車とは「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」（平成20年3月25日国土交通省告示第348号）による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年7月15日国土交通省告示第619号）に定める排出基準値に適合する事業用貨物自動車をいう。
- (2) 平成28年排出ガス規制適合車とは「道路運送車両の保安基準」「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部を改正する告示（平成27年7月1日）による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年7月15日国土交通省告示第619号）に定める排出基準値に適合する事業用貨物自動車をいう。

第3 < 対象者 >

資金の融資及び利子補給対象は、公益社団法人岩手県トラック協会（以下「岩ト協」という。）会員で入会から6ヵ月以上経過し且つ会費未納等のない事業者（以下「個別企業体」という。）又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条又は第35条の許可を受けた貨物自動車運送事業者で公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が実施する「貨物自動車運送事業安全性評価事業」において安全性優良事業所として認定され且つ岩手県貨物自動車運送適正化事業実施機関が定期的に実施する適正化巡回指導において総合評価が「A」ランクの事業者〔県内に主管営業所以外の営業所が存在する場合には、県内全ての営業所が条件を満たしているものとする。〕（以下、「個別企業体」という。）、その共同体及びその持株会社（傘下の貨物自動車運送事業者にかかる資金調達を行う者に限る。）を対象とする。

第4 < 対象事業 >

融資対象事業については次のとおり定めるものとする。

ポスト新長期等規制適合車の導入

- (注1) 融資対象となるのは、当該年度において設備導入及び投資される資金であり、投資時期は資金の支払時期で判断するものとする。
- (注2) 自己資金等で設備代金を支払い済みの場合は対象としない。
ただし、推薦決定以前に支払いを行ったものであっても、当該年度に金融機関からのつなぎ融資又は割賦手形で必要資金を賄った場合で、本融資の資金が当該つなぎ融資の一括返済及び当該割賦手形の一括組戻しに充当されるものについては対象とする。
- (注3) 対象事業に要する資金には設備本体及び消費税を含める事が出来る。

第5 < 融資条件 >

(1) 融資限度

融資限度については、トラック運送事業の公平な振興を図るとともに機会の均等を図ることを目的として次のとおり定めるものとする。

最高限度額を単年度5千万円とする。

(2) 再融資の制限

再度この融資制度の適用を受けようとする場合は、既往の借入金が当初の約定に基づき正常な形で償還が実行されている者に限り、最高限度額から当該年度における融資実行額を控除した範囲によるものとする。

なお、既往の申込みが融資実行前の場合は、本要綱に定める要件を満たしているものに限り、当該金額も最高限度額から控除するものとする。

(3) 融資の場合の利率

この制度による借入金に対する利率は、商工中金の所定レートによるものとする。

(4) 償還期間

この融資に係る償還期間は5年以内とする。

但し、融資対象物件の減価償却年数が5年未満の場合については、原則、法定耐用年数以内とする。

(5) 据置期間

償還金の据置期間は、償還期間のうち6ヵ月以内とする。

(6) 担保及び保証人

この融資を受ける者は、商工中金の定める担保及び保証人を必要とする。また岩ト協においては債務保証を行わないものとする。

第6 < 利子補給助成金交付の方法 >

この制度による融資については、資金運用益及び運輸事業振興助成交付金により次に定めるところにより、貸出期間1年以上の融資を対象に利子を補給するものとする。

(1) 利子補給率

毎年2月及び8月発表の商工中金の長期プライムレートに3分の1を乗じた利率

(%の小数点第2位を四捨五入)を上期推薦分(4月～9月)と下期推薦分(10月～翌年3月迄)の利子補給率とする。

但し、長期プライムレートが大幅に変動した場合は、状況等を踏まえ、別途検討する。

(2) 助成金の支払い

利子補給率分にあたる助成金については、商工中金において発行される「利子補給金(一括)通知書」に基づき四半期ごとに商工中金へ直接支払うものとする。

(注1) 令和8年度融資推薦分より(1)の利子補給率を適用し、それ以前の融資推薦分については融資推薦時の利子補給率を適用する。

(注2) 融資利率が利子補給率を下回る場合は、融資利率と同率とする。

第7 < その他 >

この要綱に定めのない事項は、「近代化資金融資及び利子補給助成金交付要綱」によるものとし、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、「近代化資金融資及び利子補給助成金交付要綱」が新たに制定されたことにより併せて制定されたものである。

【 沿 革 】

平成27年	4月	1日	制定
平成29年	4月	1日	改定
令和 3年	4月	1日	改定
令和 5年	4月	1日	改定
令和 8年	4月	1日	改定